

岡崎市会計年度任用職員（要介護認定調査員）採用選考募集案内

令和6年度に採用するパートタイム会計年度任用職員（要介護認定調査員）の選考を、次のとおり実施します。

1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員（要介護認定調査員）
職務内容	認定調査（認定申請者の自宅又は施設などを訪問し、心身の状況等について調査する。）、調査記録の提出 認定調査交通手段：自家用車（公務使用）
募集人数	1～2名
応募要件	次の(1)(2)の要件を全て満たしている人 (1) 介護支援専門員（介護支援専門員証の有効期間内であるかは不問）、看護師、准看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、柔道整復師のいずれかの資格を有しており、かつ実務経験のある人 (2) 普通自動車運転免許を有し、市内・市外を問わず安全運転ができる人。（冬季において、スタッドレスタイヤ等を装着し、雪道や凍結路でも運転ができること） ※ 原則として福祉関係の兼業はできません。

※ 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人又は「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人は、応募できません。ただし、次のいずれかに該当する人は応募できます。

- ・ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人で、「2 任期」に掲げる任期までに任期が満了する予定のもの
- ・ 任用されている又は任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて1日当たり7時間45分未

満かつ週当たり 38 時間 45 分未満の人

## 2 任期

任用日～令和 7 年 3 月 31 日まで

(任用日から原則 1 月の間は条件付採用期間となります。)

※ 任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

## 3 勤務場所

岡崎市役所及び岡崎市・近隣市内各所

## 4 勤務時間等

### (1) 始業、終業の時刻

午前 9 時 45 分～午後 4 時 45 分

週 3～5 日程度

### (2) 休憩時間

45 分

### (3) 週休日

毎週日曜日及び土曜日、並びに祝日法による休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

## 5 給与等

### (1) 給与

ア 報酬（令和 6 年 4 月 1 日時点）

時間額 1,421 円

イ 期末手当・勤勉手当

勤務時間により支給あり

### (2) 費用弁償

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

調査上の必要経費として旅費（市の規定により距離等に応じて）支給

※ その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

## 6 加入保険等

### (1) 雇用保険

勤務時間により加入あり

### (1) 健康保険（共済組合）及び厚生年金

勤務時間により加入あり

※ 共済組合（愛知県都市職員共済組合）へ加入する場合、岡崎市職員の福利厚生に関する条例に基づき、岡崎市職員互助会にも併せて加入することとなります。

(2) 災害補償

自動車保険：勤務中は、岡崎市が負担（対人は「無制限」・対物は「500万」・車両保険「加入」）。勤務時間外は、個人の保険で負担。

7 応募方法

次の(1)～(4)の書類を作成し、「9 問合せ先」へ持参してください。土曜日及び日曜日、祝日法による休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。（郵送不可、提出書類は返却せず）

- (1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書
- (2) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書（別紙）
- (3) 応募要件に掲げる国家資格等の証明書の写し
- (4) 運転免許証の写し

※ 提出書類は一切お返しできません。

8 選考に関する特記事項

筆記試験及び面接により選考します。選考結果は、合格・不合格を問わず本人宛てに通知します。

9 問合せ先

444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 福祉部介護保険課調査係（岡崎市福社会館1階19番窓口）

電話：(0564) 23-6683（直通）

F A X：(0564) 23-6520

※ 地方公務員法上の服務に関する規定及び懲戒処分等の規定の適用があります。

※ 勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。